

徳島市道路位置指定取扱い基準

(目的・趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置の指定を行うことについて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条及び第10条、建設省告示第1837号及び徳島市建築基準法施行細則（徳島市規則第21号）第8条の規定によるほか、その具体的基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の配置の原則)

第2 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形及び周辺の状況を勘案して、この基準及び徳島市道路位置指定基準図（以下「基準図」という。）に定めるところに従い配置するものとする。

(接続道路)

第3 指定道路は、原則としてその両端を法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に接続しなければならない。なお接続については、道路管理者または所有権者等の承認を得なければならない。

(袋路状道路)

第4 指定道路が、令第144条の4第1項第1号ただし書及び周囲の状況により、将来にわたり安全上支障がないと認められる場合は、一方が道路に接続すればたりるものとする。

2 袋路状道路は、敷地が河川、がけ地等に接し指定道路を延長することが不可能な場合をのぞき、原則としてその終端を敷地境まで延長しなければならない。

3 やむを得ず袋路状道路となる場合は、令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場を設けなければならない。

4 転回広場の形状は、基準図及びこれに準ずるもので有効と認められたものでなければならない。

(すみ切)

第5 指定道路のすみ切は、令第144条の4第1項第2号の規定及び基準図によらなければならぬ。

2 周囲の状況により、令第144条の4第1項第2号に規定するすみ切を設けることが困難な場合及び法第42条第2項の規定に基づく道路に接続する場合のすみ切は、基準図によるものとする。

(幅員)

第6 指定道路は、幅員を4m以上としなければならない。なお、道路幅員の測定については、基準図によるものとする。

(起点及び終端)

第7 道路の起点の取り方は、基準図によるものとする。

2 道路の終端は、道路の中心線に直角としなければならない。ただし、敷地境まで延長する場合はこの限りでない。

3 道路幅員を終端付近で変更してはならない。

(道路の延長)

第8 道路の延長は、起点から終端までの道路の各部分の中心線の長さを合計したものとする。ただし、幅員が異なる場合は、各幅員別の長さの合計とする。

(道路の区画)

第9 指定道路は、側溝等により他の土地と区画しなければならない。

(勾配)

第10 指定道路の縦断勾配は、9%以下とし、かつ階段状でないものとする。ただし、地形などからやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる。

2 指定道路の横断勾配は、1.5%～2%（アスファルト舗装）とすること。

(舗装)

第11 指定道路は、原則としてアスファルト舗装（基準図による）等路面の雨水排除の良好な構造とする。

(排水施設)

第12 指定道路には、原則として両側ふた付きU型側溝を設置すること。構造は鉄筋コンクリート製（徳島市道路認定基準に合うもの）とすること。ただし、下水道が別に計画されている場合は、L型

側溝とすることができます。縦断勾配は、1/500以上とし、排水に支障のないものとすること。

2 指定道路に接する敷地内の雨水及び汚水については、原則として下水道に接続すること。ただし、下水道が整備されていない場合は、有効かつ適切に排水できる側溝、街渠その他の施設を設け、他の有効な排水施設に接続すること。なお、指定道路が屈曲する箇所、その他必要な箇所に集水枠を設置すること。

(安全施設の設置)

第13 指定道路が交差、屈曲、突き当たり、がけ等の存する通行上危険をともなうおそれのある箇所、又は落石等により当該道路の構造に損傷を与える箇所には、カーブミラー、反射板、ガードレール、さく、擁壁等の適当な安全施設を設けなければならない。

(申請図書)

第14 指定道路の申請は、当該道路にかかる事業を行う者から、次に掲げる申請図書（正本及び副本2部）を徳島市長に提出するものとする。

- (1) 道路位置指定申請書
- (2) 道路位置指定添付調書
- (3) 道路位置指定申請付図（道路の区画、対象敷地区画割、延長、幅員、側溝、流水方向、すみ切り寸法、高低差等）
- (4) 道路位置指定申請付図の原図（正本のみ）
- (5) 委任状（代理人が申請を行う場合）
- (6) 土地登記全部事項証明書（申請道路部分、利用対象敷地及びその他必要と認められる部分）
- (7) 公図の写し（申請道路部分及び利用対象となる敷地を記入）
- (8) 権利者の承諾書（印鑑証明書添付）
- (9) 接続道路の承諾書（私道に接続する場合の権利者すべて）
- (10) 指定道路の維持管理誓約書（印鑑証明書添付）
- (11) 排水同意書
- (12) 現況写真（申請道路及び利用対象となる敷地の表示）2方向以上
- (13) 官民境界確定書
- (14) 設計図書
 - イ 位置図（1/2500）方位道路目標となる地物を記入
 - ロ 現況図（1/500）
 - ハ 道路計画平面図（1/500）利用対象となる敷地の区画割を含む
 - ニ 給排水計画平面図（1/500）流水方向を記入
 - ホ 敷地縦横断面図（1/50）造成計画を記入
 - ヘ 道路構造図（1/30）
 - ト 排水施設構造図（1/30）及び流量計算書
 - チ 擁壁等の構造図（1/30）及び構造計算書（高さが1mを超えるもの）
 - リ 敷地及び道路の丈量図（1/500）
- (15) 農地転用届出書の写し（地目が農地の場合）
- (16) 宅地建物取引業者免許の写し（宅地分譲の場合）（免許がない場合、県の宅建事前審査を受けること）
- (17) その他市長が必要と認めたもの